

# 源泉所得税の納期の特例(1月～6月)

## にかかる個別相談のご案内

源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、原則として給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

税務署に納期の特例の申請書を提出し承認を受けている源泉徴収義務者は、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は7月10日が納付期限になります。

つきましては、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付にあたり、下記により個別相談を開催しますので、関係書類をご持参の上、お気軽にお越し下さい。

### 納期の特例とは・・・

給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例のことをいいます。

特例を受けるためには「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出することが必要です。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は翌年1月20日が、それぞれ納付期限になります。

### 【1】相談日程

平成30年6月20日(水)～7月10日(火)  
の間の15日 ※土日は除く

### 【2】相談時間

午前9時より午後4時まで。相談は無料です。

※最終日の7月10日(火)は納付の関係上、正午12時までにご来場下さい。

### 【3】相談会場

檀原商工会議所 3階 会議室(檀原市久米町652-2)

### 【4】準備書類等

①平成30年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

(1月～6月までの給与支払額等<賞与含む>を記入しておくこと。青色専従者給与含む)

②給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(給与所得者に扶養があるときは氏名、生年月日、続柄等を本人に記入させること)

③給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書【納付書】(納期特例分)

(昨年の年末調整時に郵送されたもの)

※必ずご持参下さい。もしお手元に納付書がない場合は、各自で税務署にお問合せの上、お取り寄せいただきますようお願いいたします。

### 【5】注意事項

●税務署より源泉税関係の書類が郵送されている方は必ずご持参下さい。

●税務署への給与支払報告は税額の有無に関わらず必要です。

お問い合わせ先は

檀原市久米町652-2

檀原商工会議所

(TEL: 0744-28-4400)

中小企業相談所

FAX: 0744-28-4430)